

収入・所得 申告書表面右側の「1 収入金額等」、「2 所得金額」に記載します。

営業等（記載欄：申告書表面 「1 収入金額等」・ア、「2 所得金額」・①）

⇒事業から生じる収入金額（所得は収入金額－必要経費）

（例）製造業・卸売業・サービス業・外交員・内職・医師・弁護士・俳優など

【必要経費】商品の原価、地代、家賃、租税公課、減価償却費、交通費など

※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄にも記載してください。

農業（記載欄：申告書表面 「1 収入金額等」・イ、「2 所得金額」・②）

⇒農業から生じる収入金額（所得は収入金額－必要経費）

【必要経費】種苗代、肥料代など

※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄にも記載してください。

不動産（記載欄：申告書表面 「1 収入金額等」・ウ、「2 所得金額」・③）

⇒家賃・地代などによる収入金額（所得は収入金額－必要経費）

【必要経費】固定資産税、修繕費、減価償却費、損害保険料など

※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄にも記載してください。

利子（記載欄：申告書表面 「1 収入金額等」・エ、「2 所得金額」・④）

⇒日本国外に預けた預金等の利子などのみを記載してください。一律分離課税により源泉徴収されたものは記載する必要はありません。

配当（記載欄：申告書表面 「1 収入金額等」・オ、「2 所得金額」・⑤）

⇒株式の配当、出資の配当、剰余金の分配、公社債投資信託以外の証券投資信託の分配金などの収入の合計額（所得は収入金額－必要経費）

【必要経費】株式などの元本を取得するための負債の利子

※非上場株式等及び上場株式等の大口株主は所得税の確定申告が必要となります。

※申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」欄にも記載してください。

給与（記載欄：申告書表面 「1 収入金額等」・カ、「2 所得金額」・⑥）

⇒給与、賞与などによる収入の合計金額

給与所得控除後の金額（給与所得金額）は以下の「給与所得金額の速算表」を参照してください。

【添付書類】給与所得の源泉徴収票の添付にご協力ください。

※源泉徴収票のない人は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」欄に収入金額、勤務先等を記載してください。

※収入金額は社会保険料や所得税を差し引かれる前の金額です（交通費として支給されている金額は、収入金額から差し引くことができます）。

◎給与所得金額の速算表

収入金額（支払金額）	給与所得金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	収入額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

収入金額（支払金額）	給与所得金額
1,628,000円～1,799,999円	$A \times 0.6 + 100,000$ 円
1,800,000円～3,599,999円	$A \times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000円～6,599,999円	$A \times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000円～8,499,999円	収入額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000円以上	収入額－1,950,000円

※A＝収入金額 $\div 4,000$ 円（小数点以下切り捨て） $\times 4,000$ 円

■所得金額調整控除

以下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。申告書表面右側「2 所得金額・⑥」に所得金額調整控除後の金額を記載してください。また、以下の1に該当する場合のみ、申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」にも記載してください。

- 1 あなたの給与の収入金額が850万円を超え、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合（該当する人が複数の場合はいずれか1名のみを記載してください。）

- (1) あなたが特別障害者である
 (2) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族（「㉓扶養控除」「16歳未満の扶養親族」に記載した人を除く）を有する
 (3) 23歳未満の扶養親族（「㉓扶養控除」「16歳未満の扶養親族」に記載した人を除く）を有する
 （控除額）（給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）－850万円）×10%【限度額15万円】

ポイント

この控除は、扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれかの一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、年齢23歳未満の扶養親族である子がいる場合、夫婦双方がこの控除の適用を受けることができます。
この欄のみ記載がある場合は、所得金額調整控除は適用されますが、扶養控除は適用されません。

2 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合（1の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。）

（控除額） 給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）－10万円【限度額10万円】

雑 公的年金等（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・キ、「2 所得金額」・㉗）

⇒公的年金等による収入金額（介護保険料や所得税などが差し引かれる前の金額）

（例）国民年金・厚生年金・共済年金・恩給・年金基金など

公的年金等所得控除後の金額（公的年金等所得金額）は以下の「公的年金等所得金額の速算表」を参照してください。

【添付書類】公的年金等の源泉徴収票の添付にご協力ください。

※遺族年金・障害年金は課税の対象になりません。

◎公的年金等所得金額の速算表

	公的年金等の収入金額	公的年金等所得金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 （※）	330万円未満	収入金額－110万円	収入金額－100万円	収入金額－90万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×0.75－27万5,000円	収入金額×0.75－17万5,000円	収入金額×0.75－7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85－68万5,000円	収入金額×0.85－58万5,000円	収入金額×0.85－48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×0.95－145万5,000円	収入金額×0.95－135万5,000円	収入金額×0.95－125万5,000円
	1,000万円以上	収入金額－195万5,000円	収入金額－185万5,000円	収入金額－175万5,000円
65歳未満	130万円未満	収入金額－60万円	収入金額－50万円	収入金額－40万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×0.75－27万5,000円	収入金額×0.75－17万5,000円	収入金額×0.75－7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85－68万5,000円	収入金額×0.85－58万5,000円	収入金額×0.85－48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×0.95－145万5,000円	収入金額×0.95－135万5,000円	収入金額×0.95－125万5,000円
	1,000万円以上	収入金額－195万5,000円	収入金額－185万5,000円	収入金額－175万5,000円

（※）65歳以上：昭和34年1月1日以前生

雑 業務にかかる雑所得（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・ク、「2 所得金額」・㉘）

⇒原稿料、講演料などの副収入による所得（所得は収入金額－必要経費）

（例）原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入

【必要経費】原稿用紙代、資料代など

※申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」にも記載してください。

雑 その他の雑所得（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・ケ、「2 所得金額」・㉙）

⇒いずれにも該当しない収入金額（所得は収入金額－必要経費）

（例）生命保険年金、郵便局の年金保険、互助年金、シルバー人材センターからの分配金など

【必要経費】年金掛金など

※申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」にも記載してください。

譲渡所得（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・コ～サ、「2 所得金額」・㉚）

⇒機械、自動車、営業権、ゴルフ会員権、骨とうなどの資産の譲渡収入（土地、建物などで分離課税されるものを除く）
 譲渡した資産について、保有期間が5年以下の資産の譲渡は短期譲渡、5年を超える場合は長期譲渡となります。

【必要経費】譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費など

〈特別控除〉短期と長期を合わせて50万円（限度額）

※申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記載してください。

一時所得（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・シ、「2 所得金額」・⑪）

⇒賞金・懸賞金・競馬などの払戻金、満期生命保険料などの一時的な収入

【必要経費】生命保険料支払額、掛金の総額など

〈特別控除〉50万円（限度額）

※申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記載してください。

所得から差し引かれる金額等

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」に記載します。

該当する控除額が記載されている源泉徴収票を添付する場合、証明書等は必要ありません。

社会保険料控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑬、「4 所得から差し引かれる金額」・⑬）

⇒あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの保険料を、令和5年中に支払った場合。

【必要書類】国民年金保険料または国民年金基金の掛金について控除を受ける場合は、国民年金保険料控除証明書（原本）
〈控除額〉支払金額

※あなた以外が受け取る年金から差し引かれている国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は控除できません。

小規模企業共済等掛金控除（記載欄：申告書表面「4 所得から差し引かれる金額」・⑭）

⇒第1種共済掛金と条例で定める心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法による企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金を、令和5年中に支払った場合。

【必要書類】支払額証明書（原本）

〈控除額〉支払金額

生命保険料控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑮、「4 所得から差し引かれる金額」・⑮）

⇒あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料（保険料契約による配当金を除く）または個人年金保険契約等に基づく保険料や掛金を、令和5年中に支払った場合。

【必要書類】支払額証明書（原本） ※一般生命保険契約（旧契約）で保険料1口9,000円以下の場合は不要

〈控除額〉一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料をそれぞれ以下の計算式にあてはめ、算出した控除額の合計金額

【限度額 合計7万円】

(1) 平成24年1月1日以降に締結の保険契約等（以下「新契約」）の場合

一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料の支払金額を以下の計算式に当てはめて、それぞれの控除額を計算します。

新契約	支払金額	控除額
平成24年1月1日以降に締結された保険契約	12,000円以下	全額
〔一般生命保険（※） 個人年金保険（※） 介護医療保険〕	12,001円～32,000円	支払金額×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	支払金額×1/4+14,000円
	56,001円以上	28,000円

（※）申告書には新生命保険料、新個人年金保険料と記載しています。

(2) 平成23年12月31日までに締結の保険料等（以下「旧契約」）の場合

一般生命保険料及び個人年金保険料の支払金額を以下の計算式に当てはめて、それぞれの控除額を計算します。

旧契約	支払金額	控除額
平成23年12月31日までに締結された保険契約	15,000円以下	全額
〔一般生命保険（※） 個人年金保険（※）〕	15,001円～40,000円	支払金額×1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	支払金額×1/4+17,500円
	70,001円以上	35,000円

（※）申告書には旧生命保険料、旧個人年金保険料と記載しています。

※旧契約と新契約の両方で控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約をそれぞれ上記と同様に計算し、以下のいずれか多い方の金額を控除額とします。

① (1) で算出した控除額 + (2) で算出した控除額 【限度額 2万8千円】

② (2) で算出した控除額のみ 【限度額 3万5千円】

生命保険料控除全体の限度額は7万円です。